

祝 全国大会出場 (敬称略・順不同)

全国大会に出場された竹原市在住・出身の人をご紹介します。
目標に向かって頑張ってください！

問い合わせ

文化生涯学習課

☎ 22-7757

平成 29 年度全国高等学校総合体育大会

陸上競技 (7月29日 山形県)

ハンマー投 中新 美月 (西条農業高等学校)

第 25 回ヤングリーグ選手権大会

(7月29日～8月1日 兵庫県)

「府中広島'2000」所属

馬場 翔太郎、岡山 稜亮、宮川 晴希
(竹原中学校)、大川 隆真 (忠海中学校)

第 47 回少林寺流錬心館全国空手道選手権大会

(7月30日 鹿児島県)

中学生 型試合 喜田 ひかる (竹原中学校)

平成 29 年度全国高等学校総合体育大会

相撲競技 (8月4日～6日 宮城県)

個人戦 花岡 功一 (竹原高等学校)

団体戦 花岡 功一、古田 賢悟、齋原 大、
松本 裕希、富田 海雄、進藤 冬椰
(竹原高等学校)

第 47 回全国中学校相撲選手権大会

(8月19日～20日 大分県)

個人戦 児玉 亮、古田 秀也 (竹原中学校)

団体戦 児玉 亮、古田 秀也、岡下 秀虎、
児玉 聖人 (竹原中学校)

第 14 回全国小学生学年別柔道大会

(8月20日 北海道)

青木 美諭 (荘野小学校)

市では、県大会規模の予選会を経た全国大会出場者に、
参加経費の一部を激励金として助成する制度があります。

竹原市職員採用試験 (平成 29 年 10 月 1 日採用) 申込受付中!

募集内容及び応募資格 ※学歴は問いません。ただし、技術職 (土木技師) は専門試験があります。

職種	募集人数	採用予定日	応募資格
一般事務職	若干名	平成 29 年 10 月 1 日	昭和 61 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた人
技術職 (土木技師)	若干名		昭和 56 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた人

第 1 次試験日 7月30日 (日)

申込方法 市役所 2 階総務課及び支所・出張所に備え付けの申込書を期限までに提出してください。

また、市ホームページからインターネットによる申し込みも可能です。

受付期間 7月18日 (火) 17 時 15 分まで (土日及び祝日は除く) ※郵送の場合は 7月18日 (火) 必着。

受付場所 竹原市役所総務部総務課 問い合わせ 総務課人事係 ☎ 22-7719

チャレンジデー 2017 開催!



5月31日、全国各地で「チャレンジデー 2017」が開催されました。

チャレンジデーとは、市内で 15 分以上継続して運動した人の参加率を対戦相手の自治体と競うものです。

結果、竹原市の参加率は 51.5%、対戦相手の神奈川県湯河原町と熊本県あさぎり町は、それぞれ 50.6% と 44.2% で、見事両町に勝利しました。ご参加頂きました皆様、ありがとうございました。

歯っぴーライフ 2017 いつまでも健康な歯でいるために



6月10日、保健センターで「歯っぴーライフ 2017」が開催されました。

今年 80 歳で 20 本以上の歯がある人を対象とした「8020 表彰」や、むし歯のない 3 歳児親子への「はつらつ家族表彰」が行われました。子どもから高齢者まで、幅広い世代で歯の健康について学び、指導を受けることができました。

後期高齢者医療制度 平成 29 年度の保険料

問い合わせ

市民課医療年金係

☎ 22-7734

年間保険料（限度額 57 万円）

均等割額 44,795 円	+	所得割額 (所得割率 8.97%)
------------------	---	----------------------

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額

= (総所得金額等 - 基礎控除 (33 万円)) × 0.0897

※5割・2割軽減については、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

世帯内の被保険者と世帯主の平成 28 年中の所得の合計額		軽減後の均等割額
33 万円以下	世帯内の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他所得なし)	9 割軽減 4,479 円 / 年
	上記以外の人	8.5 割軽減 6,719 円 / 年
33 万円 + (27 万円 × 被保険者数) 以下の場合		5 割軽減 22,397 円 / 年
33 万円 + (49 万円 × 被保険者数) 以下の場合		2 割軽減 35,836 円 / 年

- ① 平成 28 年中の所得をもとに計算した保険料額決定通知書を、7 月中旬にお届けします。
- ② 保険料の納付方法は、原則、年金天引き（特別徴収）となりますが、7 月から 9 月は納付書等（普通徴収）により納付の場合があります。
- ③ 保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・納付方法等のご確認をお願いします。
- ④ 保険料率は昨年度と変わりませんが、保険料の軽減率等が一部変わります。

②均等割額の軽減

所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減率等が変わります。所得の低い世帯の被保険者や、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者には、これまでと同じく軽減措置がありますが、一部軽減率が変わります。

①所得割額の軽減
総所得金額等から基礎控除 33 万円を差し引いた金額が 58 万円以下の人は、所得割額がこれまでの 5 割軽減から 2 割軽減になります。

- ※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り 15 万円を限度として控除があります。
- ※所得等の申告がない場合は、軽減されません。
- ③健保組合等の被扶養者であった被保険者について
後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者だった被保険者については、均等割額がこれまでの 9 割軽減から 7 割軽減になります。所得割額の負担はありません。
- 平成 29 年度の年間保険料額は、13,438 円になります。

税金に関する夜間窓口を開設

事前に連絡をして頂ければ、夜間でも税金の相談を受け付けます。ご利用ください。

利用時間 平日の 20 時まで（要相談）

場所 税務課（市役所本庁舎 1 階）

納期内の納付にご協力いただきありがとうございます。

今月の納期限 7 月 31 日（月）

◆固定資産税…第 2 期分

◆国民健康保険税…第 1 期分

口座振替の登録をされている方は、口座振替日の前日までに残高の確認をお願いします。

問い合わせ

税務課収納係

☎ 22-7732



国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

ただし、国民健康保険税は世帯主に請求するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の通知が届きます。

入院時等の一部負担金の限度額適用・食事代の減額認定の申請を

問い合わせ

市民課医療年金係

☎ 22-7734

入院するときは、申請を行い、減額認定証の交付を受け、病院の窓口で提示することで医療費の自己負担額が軽減されます。非課税世帯の人は、下表の食事代の減額も適用されますので、事前に申請しましょう。食事代については事前に病院の窓口へ減額認定証を提示しない限り、減額の対象になりません。

①後期高齢者医療の加入者

②国民健康保険高齢受給者証を持っている人

①②以外の国保加入者（非課税世帯）

①②以外の国保加入者（課税世帯）

制度	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用認定制度														
内容	入院時等の一部負担金に限度額を適用し、食事代を減額する制度		入院時等の一部負担金に限度額を適用する制度														
対象	後期高齢者医療加入者で世帯全員が市民税非課税の人（低所得Ⅱ）※現在すでに減額認定証を持っている人で平成29年度も引き続き市民税非課税世帯の人は申請不要 上記に該当し、収入が一定基準以下の人（低所得Ⅰ）	70歳以上の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人（低所得Ⅱ）	70歳未満の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人（非課税世帯）														
医療費	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額限度額</th> </tr> <tr> <th>外来のみ</th> <th>入院を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額限度額		外来のみ	入院を含む	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得Ⅰ	15,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>35,400円 ※24,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額限度額	非課税世帯	35,400円 ※24,600円
	区分	月額限度額															
外来のみ		入院を含む															
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円															
低所得Ⅰ		15,000円															
区分	月額限度額																
非課税世帯	35,400円 ※24,600円																
食事代	通常1食 360円 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">低所得Ⅱ</th> <th>90日まで</th> <th>1食 210円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>90日を超える入院※</td> <td>1食 160円</td> </tr> <tr> <th>低所得Ⅰ</th> <td></td> <td>1食 100円</td> </tr> </tbody> </table>	低所得Ⅱ	90日まで	1食 210円		90日を超える入院※	1食 160円	低所得Ⅰ		1食 100円	通常1食 360円 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">90日まで</th> <th>1食 210円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>90日を超える入院※</th> <td>1食 160円</td> </tr> </tbody> </table>	90日まで	1食 210円	90日を超える入院※	1食 160円		
低所得Ⅱ	90日まで		1食 210円														
		90日を超える入院※	1食 160円														
低所得Ⅰ		1食 100円															
90日まで	1食 210円																
	90日を超える入院※	1食 160円															
必要なもの	後期高齢者保険証、印かん、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの ※長期入院該当：上記のもの、減額認定証、90日を超えた入院が確認できるもの（領収書、入院証明書など）	国民健康保険証、国民健康保険高齢受給者証、印かん、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの	国民健康保険証、印かん、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの														

国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を変更します

問い合わせ

税務課市民税係

☎ 22-7732

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。税額は、①医療保険分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額になっています。

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を次のとおり変更します。

詳しくは、お問い合わせください。

▼軽減判定所得の基準

軽減割合	H28年度
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (26.5万円 × 被保険者数※) 以下
2割軽減	33万円 + (48万円 × 被保険者数※) 以下



H29年度	
	33万円以下
	33万円 + (27万円 × 被保険者数※) 以下
	33万円 + (49万円 × 被保険者数※) 以下

※被保険者数には、旧国保被保険者（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人）を含みます。

70歳以上の人の 高額療養費の上限額が変わります

問い合わせ
市民課医療年金係 ☎ 22-7734

高額療養費制度とは

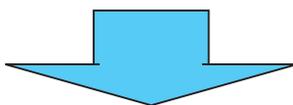
ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額（自己負担限度額）を超えた場合に、上限額を超えて支払った部分の払い戻しを受けられる制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、市民税課税世帯で70歳以上の人の上限額が変わります。

市民税非課税世帯の上限額は据え置きです。所得区分は、被保険者証または高齢受給者証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

所得区分 (病院の窓口で支払う自己負担割合)		上限額（月ごと）	
		外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯ごと）
現役並み (3割負担)	課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100 + 1% (※2) (44,400円) (※3)
一般 (1割・2割負担)	課税所得 145万円未満の人 (※1)	12,000円	44,400円



平成29年8月から

所得区分 (病院の窓口で支払う自己負担割合)		上限額（月ごと）	
		外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯ごと）
現役並み (3割負担)	課税所得 145万円以上の人	57,600円	80,100 + 1% (※2) (44,400円) (※3)
一般 (1割・2割負担)	課税所得 145万円未満の人 (※1)	14,000円 (年間上限 14万4000円)	57,600円 (44,400円) (※3)

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※2 「+1%」は医療費総額（10割）が267,000円を超えた場合に、超えた額の1%

※3 ()内は過去12か月に3回以上上限額に達した場合の、4回目以降（多数回）の上限額

国民健康保険高齢受給者証・ 後期高齢者医療被保険者証の更新

問い合わせ
市民課医療年金係 ☎ 22-7734

次の対象者へ、新しい証を7月下旬に送付しますので、8月1日から使用してください。※手続き不要。

毎年8月1日を基準日として、前年の市民税課税所得が145万円以上ある70歳以上の人は、原則として、病院の窓口で支払う自己負担割合が3割となります。

対象者	証の種類	証の色（旧） (有効期限:平成29年7月31日)	証の色（新） (有効期限:平成30年7月31日)
70～74歳の国保加入者	高齢受給者証	空色	ねずみ色
後期高齢者医療制度加入者	被保険者証(保険証)	だいだい色	紫色

※有効期限（7月31日）を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課・支所・出張所へ返却してください。